

北労基発 1225 第 1 号
令和 5 年 12 月 25 日

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局
労働基準部長
(公印省略)

墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

墜落制止用器具については、質疑が多数寄せられていることから、平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 1 号により質疑応答集を作成し、令和元年 8 月 27 日付け基安安発 0827 第 1 号により改定したところですが、今般別添のとおり改訂しましたので、ご参考までに送付いたします。

つきましては、傘下会員事業場への周知について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添と同様の質疑応答集を、北海道労働局のホームページにも掲載していますので申し添えます。



質疑応答集（改訂版）の電子版はこちら
からダウンロードできます。
（北海道労働局 HP へ移動します）

担当：北海道労働局労働基準部
安全課 主任安全専門官
電話(代)011-709-2311 内線 3551